

野生鳥獣等に関する相談

Q & A 集

令和8年4月

名古屋市野生鳥獣等の相談窓口の案内に関する検討会議

はじめに…

野生鳥獣等に関するお困りごとは多岐にわたることから、名古屋市では相談内容に応じ、適切な所管部署においてそれぞれ対応を行っております。

このQ&A集は、各部署に市民の皆様からよく寄せられるお問い合わせについての回答や、鳥獣の種類ごと・場面ごとの回答を集約し整理したものです。

皆様の野生鳥獣等に関するお困りごとに対する解決の一助になれば幸いです。

『目次』

1 <動物ごとのQ&A>

アライグマ	1
Q1: アライグマを目撃した。又は アライグマから被害を受けている。	1
Q2: アライグマを捕獲してほしい。	1
ハクビシン	2
Q1: ハクビシンを目撃した。	2
Q2: ハクビシンの被害(糞害や住居への侵入など)に困っている。	2
Q3: ハクビシンを捕獲してほしい。	2
ヌートリア	2
Q1: ヌートリアを目撃した。	2
Q2: ヌートリアを捕獲してほしい。	3
小型野生動物(アライグマ、ハクビシン、ヌートリア以外)	3
Q1: 動物を近所で目撃した。	3
Q2: 病気にかかっている動物がうろついている。心配である。	3
Q3: 動物からの被害(侵入や糞害等)に困っている。	3
Q4: 動物を捕獲してほしい。	4
イノシシ	4
Q1: イノシシを目撃した。	4
Q2: イノシシを捕獲してほしい。	4
Q3: 野生イノシシの死骸がある。	5
サル	5
Q: 住宅地でサルに遭遇したら、どうしたらよいか。	5
カモシカ	5
Q: カモシカを目撃した。どうしたらよいか。	5
モグラ	5
Q: モグラによる被害が出ている。捕獲してよいか?	5
野良犬	6
Q: 野良犬が徘徊していて怖いので、捕獲してほしい。	6
野良猫	6
Q: 野良猫が増えて困っている。	6
ペット	7
Q: 逃げ出したペットと思われる動物を保護した。どうしたらよいか。	7
ネズミ(クマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ)	7
Q: 家にネズミが発生して困っている。	7

種不明の哺乳類	7
Q: 種がわからない哺乳類について、判別してほしい。.....	7
野鳥(カラス、ハト、ムクドリなど)	8
Q1: 野鳥を捕獲してほしい。.....	8
Q2: カラスがごみを散らかすので困っている。.....	8
Q3: カラスに威嚇されたり、攻撃されたりして困っている。.....	8
Q4: ハトがベランダに居ついて困っている。.....	9
Q5: ムクドリが街路樹・電柱に大量に止まっているので困っている。.....	9
Q6: 鳥の巣を自分で除去してもよいか。.....	9
は虫類、両生類	10
Q1: カミツキガメ(ワニガメ)と思われる大型のカメを発見した。どうしたらよいか。.....	10
Q2: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類がいて怖いので、捕獲してほしい。.....	10
Q3: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類を捕獲したので、引き取ってほしい。.....	10
Q4: は虫類や両生類の種類を特定したい。野生動物かどうか判断したい。.....	11
ハチ(蜂)	11
Q: ハチの巣を除去してほしい。.....	11
虫(ムカデ、ゴキブリ、ダニ、蚊、アリなど)	12
Q1: 虫が大量発生して困っている。.....	12
Q2: ヒアリ・アカカミアリと思われるアリを発見した。.....	12
Q3: セアカゴケグモを発見した。どうしたらよいか。.....	13
2 〈場面ごとのQ&A〉	
エサやりへの対応	14
Q1: 野生鳥獣(ハトやタヌキ等)にエサをやっている人がいるので困っている。.....	14
Q2: 猫にエサをやっている人がいるので困っている。.....	14
幼獣、ヒナ鳥への対応	15
Q1: 幼獣やヒナ鳥がうずくまっている。どうしたらよいか。.....	15
Q2: 幼獣やヒナ鳥を保護してほしい。.....	15
Q3: 野良猫が子猫を産んだ。どうしたらよいか。.....	15
傷病の野生鳥獣・犬猫への対応	16
Q1: ケガ等で動けない野生鳥獣がいるので助けたい。.....	16
Q2: ケガ等で動けない犬・猫等がいるので助けたい。.....	16
死んだ野生鳥獣への対応	16
Q1: 道路上に野生鳥獣の死骸があるので回収してほしい。.....	16
Q2: 自宅の庭で野生鳥獣が死んでいるので回収してほしい。.....	16
Q3: 野鳥が死んでいるので、鳥インフルエンザが心配だ。.....	17
公共施設で利用者に被害がある場合	17

Q1: 近所の公園の木や街路樹などでムクドリなどの鳥や虫が大量発生して困っている。	17
Q2: 公園や道路でカラスが通行人や公園利用者を襲っている。なんとかしてほしい。	17
自衛する場合	18
Q1: 被害を発生させている鳥獣を自力で捕獲することはできるか。	18
Q2: 野生鳥獣により被害を受けていたので捕獲した。名古屋市で処分してほしい。	18
Q3: 鳥獣の駆除を請け負ってくれる業者を紹介してほしい。	18
Q4: 自衛のためフェンスやネットを設置したいが、名古屋市からの貸与や購入費用助成の制度は無いのか。	19
Q5: 猫が庭に入ってきて、糞尿をしったり花壇を荒らして困っている。	19
3 動物の種類ごとの相談先	20
4 関係機関連絡先一覧	21
別表1 各区保健センター・環境事業所連絡先	23
別表2 保健センター環境業務課連絡先	24
別表3 公共施設等の連絡先	24
5 ハクビシン・アライグマ・タヌキの見分け方	25

1 <動物ごとの Q & A>

アライグマ

Q1: アライグマを目撃した。又は アライグマから被害を受けている。

A: アライグマは、生態系などに悪影響があるため、外来生物法で特定外来生物※に指定されています。目撃した場合又は生活被害を受けている場合は、まずは環境局なごや生物多様性センターに情報をお寄せください。

目撃の頻度や、被害の発生状況によっては、市民の方の協力のもと捕獲箱の設置を行う場合があります。

<農業被害を受けている場合>

農業被害については、なごや生物多様性センターによる捕獲箱の設置は行っておりません。その場合は、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可のもとで捕獲をすることができますが、捕獲は被害を受けている方が、自らが管理している敷地内で行う必要があります。捕獲箱をお貸しする制度もございます。

捕獲許可申請や捕獲箱の貸出については、都市農業課までご相談ください。

なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

※特定外来生物とは

もともと日本に生息しておらず、人間の活動などによって海外から持ち込まれた生物のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼす恐れのあるものが指定されており、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、販売、譲渡、放出などが原則禁止されています。

Q2: アライグマを捕獲してほしい。

A: 特定外来生物であるアライグマに限っては、目撃の頻度や、被害の発生状況によっては、市民の方の協力のもと捕獲箱の設置を行う場合があります。まずは環境局なごや生物多様性センターまでご相談ください。

<生物多様性センターでの対応が難しい場合>

名古屋市では捕獲を行っておりません。捕獲許可申請や捕獲箱の貸出については、都市農業課までご相談ください。[\(Q1参照\)](#)

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

ハクビシン

Q1: ハクビシンを目撃した。

A: ハクビシンは名古屋市内全域で生息が確認されています。

野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されていますので、目撃だけであればそのまま見守ってください。

Q2: ハクビシンの被害(糞害や住居への侵入など)に困っている。

A: まずは追い払いをご検討ください。侵入口をふさぐ、誘引しているもの(果物等)の撤去、忌避剤などの使用、などが考えられます。

追い払いでの対応が難しいのであれば、捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。[\(Q3参照\)](#)

Q3: ハクビシンを捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。

野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されています。目撃だけであればそのまま見守ってください。

ハクビシンから被害を受けており、追い払い[\(Q2参照\)](#)で対処できない場合は、捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。ただし、捕獲は、被害を受けている方が、自らが管理している敷地内で行う必要があります。捕獲箱をお貸しする制度もごさいます。

捕獲許可申請や捕獲箱の貸出については、都市農業課までご相談ください。

なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

ヌートリア

Q1: ヌートリアを目撃した。

A: ヌートリアは名古屋市内の水辺付近を中心に生息が確認されています。

ただし、野生動物は法律により、原則、捕獲が禁止されていますので、目撃だけであればそのまま見守ってください。

Q2: ヌートリアを捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。

目撃だけであればそのまま見守っていただきたいですが、ヌートリアから被害を受けている場合は、捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。ただし、捕獲は、被害を受けている方が、自らが管理している敷地内で行う必要があります。捕獲箱をお貸しする制度もございます。

捕獲許可申請や捕獲箱の貸出については、都市農業課までご相談ください。

なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

イタチやタヌキ等の小型野生動物(アライグマ、ハクビシン、ヌートリア以外)

Q1: 動物を近所で目撃した。

A: 野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されていますので、目撃だけであればそのまま見守ってください。

Q2: 病気にかかっている動物がうろついている。心配である。

A: 名古屋市で保護をできる施設はありません。そのまま見守ってください。病気で人前に姿を現す個体は弱っており、しばらくすると姿を見なくなることが多いです。

毛が抜けているタヌキは疥癬症(かいせんしょう)※である可能性があります。

ペットがいる場合は、しばらく屋外に出さない等、動物と接触を持たないように気を付けてください。子どもが多い地域であれば、動物には無暗に近づかないように注意を促してください。

※疥癬症(かいせんしょう)とは

ダニが原因で起こる皮膚病で、感染したタヌキは毛が抜け落ち、象のような皮膚になります。過度に心配をする必要はありませんが、見かけても近づいたり、触れたりしないようにしてください。

Q3: 動物からの被害(侵入や糞害等)に困っている。

A: まずは追い払いをご検討ください。侵入口をふさぐ、誘引しているもの(果物等)の撤去、忌避剤などの使用、などが考えられます。追い払いで対応できない場合は、捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。(詳細は Q4参照)

Q4: 動物を捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。

野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されています。目撃だけであればそのまま見守ってください。

動物から被害を受けており、追い払い(Q2参照)で対処できない場合は、捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。

捕獲許可申請については、都市農業課までご相談ください。

なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

<注意>

名古屋市ではアライグマ、ハクビシン、ヌートリア以外の動物に対して捕獲箱の貸出及び、捕獲後の回収・処理は行っておりません。

イノシシ

Q1: イノシシを目撃した。

A: 通常イノシシが人と出会ってもイノシシの方から逃げるので慌てる必要はありません。万が一遭遇してしまった場合はゆっくりと後ずさりし、イノシシとの距離を取ってください。棒を持って追いかける、石を投げるなど、刺激は与えないでください。

野生イノシシについての情報収集等は都市農業課で行っています。何度も同じ場所で見かける、または、イノシシによる農業被害を受けている、といった場合は都市農業課までご相談ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: イノシシを捕獲してほしい。

A: 名古屋市では協議会を作り猟友会と協力しながら野生イノシシを捕獲しています。市街地の中心への出没等の緊急時を除いては、罠による捕獲となります。

捕獲は目撃情報の多い守山区を中心に行っていますが、具体的に野生イノシシからの被害が出ている等の事情があれば、協議会の窓口である都市農業課にご相談ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q3: 野生イノシシの死骸がある。

A: 都市農業課にご連絡ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

サル

Q: 住宅地でサルに遭遇したら、どうしたらよいか。

A: 被害防止のため目を合わせず、騒がず慌てず、後ずさりしてサルとの距離を取ってください。サルの方から人間に身体的危害を加えることはめったにありませんが人間に攻撃されると勘違いして反撃に出る場合がありますので、興味本位で近づいたりする行為は止めてください。食べ物を持っているときは、サルから見えないように隠してください。また、エサを与えないでください。人慣れしてしまううえに、ひっかいたり噛みついたりしてエサを取る場合があります危険です。

カモシカ

Q: カモシカを目撃した。どうしたらよいか。

A: カモシカは国の特別天然記念物です。野生生物ですので、自力で元の生息域に戻るの見守ってください。生息域への逃げ道をふさがないでください。また必要以上に近寄らないでください。犬の散歩中に見つけた場合は、すみやかに迂回して犬を遠ざけてください。

死んでいる場合や、自力でもとの生息域に戻れそうにない場所で発見した場合は、教育委員会文化財保護課へご連絡をお願いします。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

モグラ

Q: モグラによる被害が出ている。捕獲してよいか？

A: モグラも鳥獣保護管理法の対象となりますが、農業又は林業に係る被害を防止する目的に限り、敷地内で捕獲していただけます。

生活被害等の農林業以外の場合は、捕獲許可の申請が必要になりますので、都市農業課までご相談ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

野良犬

Q: 野良犬が徘徊していて怖いので、捕獲してほしい。

A: 野良犬を目撃した区の保健センターにご連絡ください。動物愛護センターと連携して、法令に基づいて捕獲します。

[\(P23「各区保健センター・環境事業所連絡先一覧」参照\)](#)

野良猫

Q: 野良猫が増えて困っている。

A: 法令で捕獲可能な犬と違い、名古屋市では、野良猫の捕獲を行っていません。猫を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪にあたるため、ご自身で駆除することもできません。また、万一所有者のいる猫を捕獲した場合、窃盗や器物破損に該当する恐れがあります。

親猫とはぐれた生まれて間もない子猫については、動物愛護センターで動物愛護の観点から保護収容しております。

[\(P15「幼獣、ヒナ鳥への対応」参照\)](#)

周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような野良猫へのエサやりについては、エサやりをしている方、エサやりの場所や時間帯などが分かれば、保健センターが現地調査や指導等を行います。

[\(P14「エサやりへの対応」参照\)](#)

野良猫の敷地内への侵入でお困りの方には、自衛対策として「猫忌避装置」の貸出しを行っております。

[\(P19「猫が庭へ入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。」参照\)](#)

また、名古屋市では、地域の方が一定のルールのもと適切に野良猫を管理する「地域猫活動」※及び野良猫を避妊去勢する「TNR 活動」の支援も行っております。

このように、野良猫対策は名古屋市が指導するだけでなく、お困りの方が自衛したり、地域の力を借りながら進めておりますので、お住まいの区の保健センターにご相談ください。

[\(P23「各区保健センター・環境事業所連絡先一覧」参照\)](#)

※「地域猫活動」とは

野良猫の糞尿などによる地域の環境問題を解決するため、猫が好きな方と苦手な方の両方に配慮しながら、新たに子猫が増えないよう避妊去勢手術を実施し、野良猫を適切に管理するボランティア活動です。

地域猫活動のご相談については、人とペットの共生サポートセンターにお問い合わせください。(TEL:052-681-2211)

ペット

Q: 逃げ出したペットと思われる動物を保護した。どうしたらよいか。

A: 名古屋市では、ペットの保護情報と飼主からの行方不明情報を一元管理していますので、保護した日時や場所、動物の特徴などを動物愛護センター又は保護した区の保健センターにご連絡ください。飼主から警察に情報が寄せられていることもありますので、警察にもご連絡ください。

ご自身で継続して保護することできない場合、犬及びケガ等で動けない動物(猫、いばと、あひる、にわとり、いえうさぎに限ります。)のみ保護・収容を行っております。これらの動物に該当する場合は、動物愛護センターにご連絡ください。

[\(P21「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

これらの動物に該当しない場合は、名古屋市では保護・収容を行っておりません。拾得物として警察署へご相談ください。

ネズミ(クマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ)

Q: 家にネズミが発生して困っている。

A: ネズミには山野に生息するノネズミと人家に生息するイエネズミといわれるものがあり、このうちイエネズミには、ビルや一般家屋天井裏などに営巣しているクマネズミ、家屋周辺の土中や下水管に営巣しているドブネズミ、倉庫や物置に営巣しているハツカネズミの3種類があります。

イエネズミが発生した場合は、市販されている薬剤や対策用品で対処してください。ご自身で対処できない場合は、有害鳥獣駆除業者に依頼してください。

なお、名古屋市では駆除を行っていませんが、駆除方法などの相談には応じています。お住まいの区を担当する保健センター環境業務課にご相談ください。

[\(P23「保健センター環境業務課連絡先一覧」参照\)](#)

種不明の哺乳類

Q: 種のわからない哺乳類について、判別してほしい。

A: 野生動物は写真・痕跡などから動物種を推定できることがあるので、環境局なごや生物多様性センターにご相談ください。

ただし、野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されています。目

撃だけであればそのまま見守ることが基本となります。動物からの被害があれば、判明した動物種によっては捕獲箱の貸し出しなどができる場合があります。

[\(P1、2「アライグマ」「ハクビシン」「ヌートリア」参照\)](#)

野鳥(カラス、ハト、ムクドリなど)

Q1: 野鳥を捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。

野鳥は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されていますので、目撃だけであればそのまま見守ってください。

野鳥から被害がある場合は、まずは追い払いをご検討ください。防鳥ネットで侵入を防ぐ、誘引しているもの(生ゴミ等)の撤去、忌避剤の使用等が考えられます。

追い払いで対処できない場合は捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。ただし、捕獲は、被害を受けている方が、自らが管理している敷地内で行う必要があります。また、野鳥については捕獲をしても違う個体が飛来して被害が収まらないことも多いです。

捕獲許可申請については、都市農業課までご相談ください。

なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: カラスがごみを散らかすので困っている。

A: カラスにごみを散らかされないようにするには、「防鳥ネットを使用する」、「生ごみだけを新聞紙等で包み、カラスから中身が見えないようにする」、「ごみは収集日当日の朝に出す」などの対策を徹底していただくことが重要です。

近所にゴミ出しマナーの問題があれば、お住まいの区の環境事業所にご相談ください。

[\(P23「各区保健センター・環境事業所連絡先一覧」参照\)](#)

Q3: カラスに威嚇されたり、攻撃されたりして困っている。

A: カラスも野鳥ですので、名古屋市では捕獲を行っておりません。(Q1 参照)

また、被害への対抗手段として捕獲はあまり効果的ではないと言われています。

カラスによる威嚇や攻撃は4~6月の繁殖期に、人間が気付かずに巣や雛に近づいた時に起こります。このようなカラスの行動を避けるには、巣や雛に近づかないよう通り道を変えるか、傘や帽子などで自衛してください。繁殖期が過ぎれば威嚇や攻撃が収まることが多いです。

カラスによる威嚇や攻撃が公共施設(道路や公園等)で起こっているのであれば、原因の撤去や注意喚起など、管理者による対処が可能な場合があります。

[\(P24「公共施設等の連絡先一覧」参照\)](#)

Q4: ハトがベランダに居ついて困っている。

A: ハトも野鳥ですので、名古屋市では捕獲を行っておりません。(Q1 参照)

また、被害への対抗手段として捕獲はあまり効果的ではないと言われています。ご自身での対処が必要となりますが、集合住宅の場合は、管理組合や管理会社にもご相談ください。

追い払い方法としては以下のようなものが考えられます。

・ハトが物理的に侵入できないようにする

ベランダにホームセンター等で販売されている防鳥網(ネット)を設置する等

・ハトが居心地の悪い環境を作る

鳥が飛来するたびに音を出すなどして追い払う、ベランダの手すりの5cm上に、手すりとは平行にテグスやピアノ線を張って止まりにくくする、光を反射するCDをベランダの天井から吊り下げる等

・巣を作りやすい隙間をふさぐ

Q5: ムクドリが街路樹・電柱に大量に止まっているので困っている。

A: ムクドリは7月頃から冬にかけて集団でねぐらを形成します。

ムクドリが集まっている樹木を剪定して枝を少なくすること、また、電線などに止まりにくくするカバーの設置等も効果があります。被害のあった施設の担当所管へご相談ください。

また、都市緑化のために樹木は必要ですので、ご希望に添うような解決ができない場合もあることをご了承ください。

[\(P24「公共施設等の連絡先一覧」参照\)](#)

Q6: 鳥の巣を自分で除去してもよいか。

A: 巣の中に卵やヒナがいなければ除去することができます。

しかし、卵やヒナがいるときは鳥獣保護管理法により、むやみに除去することはできません。主な鳥の巣立ちに要する期間は30~50日程度ですので、緊急に巣を除去する必要がなければ、ヒナが巣立ってからのご協力ください。

被害を受けている場合は捕獲許可のもとで除去することができます。捕獲許可

申請については、都市農業課までご相談ください。

なお、手が届かないなど、ご自身での除去が難しい場合は、専門業者に依頼してください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

【参考】身近な野鳥の巣立ちまでの日数

野鳥名	卵を抱く期間	雛を育てる期間	合計
ドバト	約20日	約25日	約45日
キジバト	約15日	約15日	約30日
ツバメ ※	約15日	約20日	約35日
スズメ	約12日	約14日	約26日
ヒヨドリ	約15日	約20日	約35日
カラス	約20日	約30日	約50日

※ツバメの捕獲許可申請は愛知県環境部自然環境課(052-954-6230)となります。

は虫類、両生類

Q1: カミツキガメ(ワニガメ)と思われる大型のカメを発見した。どうしたらよいか。

A: カミツキガメ(ワニガメ)は、強い力がかむことがあり危険です。近づかず、環境局なごや生物多様性センターもしくは最寄りの警察署にご相談ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類がいて怖いので捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。

野生のものはそのままにしておくのが原則です。近づかないようにしてください。被害を受けている等で、どうしても駆除をしたい場合はご自身で行うか、害虫駆除業者等に依頼していただく必要があります。鳥獣保護管理法の対象外ですので、捕獲駆除に許可は必要ありません。

野生動物ではないと思われる場合は、ペットが逃げ出した可能性がありますので、最寄りの警察署にご相談ください。

Q3: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類を捕獲したので、引き取ってほしい。

A: 名古屋市で引き取れる場所はありません。

野生動物であればもとの場所に戻していただくのが基本ですが、被害があつて

捕獲したものであればご自身で処分をしていただく必要があります。鳥獣保護管理法の対象外ですので、許可は必要ありません。

野生動物ではないと思われる場合は、ペットが逃げ出した可能性がありますので、最寄りの警察署にご相談ください。

〈注意〉アカミガメについて

アカミガメは、市内の池や川などに生息する外来種の野生動物ですが、その一方で広く市民に飼育されているペットでもあります。

野生では産卵場所を求めて池や川から離れる習性があるほか、ペットが飼育場所から逃げ出すこともあり、それらが市民の目に触れて通報に繋がるケースが多いものと考えられます。

そこで便宜的に、水辺の近くで目撃した場合は「野生」、水辺から離れた場所で目撃した場合は「逃げたペット」と見なし、Q2、Q3のような対応をお願いしています。

なお、アカミガメは令和5年6月より、条件付特定外来生物として規制が開始されました。水辺から出てきたものを直ちに元の水辺に返す行為は「キャッチアンドリリース」と見なされ、外来生物法上の禁止事項（運搬や野外へ放すこと）には該当しませんが、一旦移動させた後元の場所に戻って放す行為は違法となるためご注意ください。なお、名古屋市では引取りを行っておりません。既に元の場所から移動させている場合は、最寄りの警察署にご相談ください。

Q4: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類の種類を特定したい。野生動物かどうか判断したい。

A: 種類を推定できることがあるので、環境局なごや生物多様性センターにご相談ください。その際、電子メールで写真を送付して頂くことを推奨します。

(メールアドレス: bdnagoya@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp)

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

ハチ(蜂)

Q: ハチの巣を除去してほしい。

A: 名古屋市では巣の除去を行っていません。

巣の除去はご自身で行うか、害虫駆除業者等に依頼していただく必要があります。アシナガバチなど、攻撃性が比較的弱い種類については、誤って巣に触れてしまうような場所でないかぎり、必ずしも除去する必要はありませんが、庭やベランダなどの日常生活上支障のある場所に巣が作られたときは、早めに除去することが

適切です。

除去方法などの相談については、お住まいの区を担当する保健センター環境薬務課にご相談ください。

[\(P24「保健センター環境薬務課連絡先一覧」参照\)](#)

〈ハチの特徴〉

スズメバチ：攻撃性が強く、作業中に刺される場合もあるので除去は専門業者に依頼してください。

アシナガバチ：スズメバチに比べ攻撃性が弱く、巣の外側を包む皮(外皮)もないため自分で除去することも可能です。夕方から夜、ハチが活動を停止している間に、風上から巣に向けてスプレー式の殺虫剤を20から30秒吹き付けます。巣が小さいうちに除去するのがポイントです。

虫(ムカデ、ゴキブリ、ダニ、蚊、アリなど)

Q1：虫が大量発生して困っている。

A：市販されている薬剤や対策用品で対処してください。ご自身で対処できない場合は、害虫駆除業者等に依頼してください。

なお、名古屋市では駆除を行っておりませんが、駆除方法などの相談には応じています。お住まいの区を担当する保健センター環境薬務課にご相談ください。

[\(P24「保健センター環境薬務課連絡先一覧」参照\)](#)

Q2：ヒアリ・アカカミアリと思われるアリを発見した。

A：市民の皆様が生活する地域にヒアリやアカカミアリが生息している可能性は低いと思われませんが、万が一ヒアリやアカカミアリと思われるアリを見つけた場合、強い毒を持つため触らないようにし、発見場所の区を担当する保健センター環境薬務課へ連絡をお願いします。

[\(P24「保健センター環境薬務課連絡先一覧」参照\)](#)

また、ヒアリやアカカミアリに刺された場合、アルカロイド系の毒によって激しい痛みを覚え、水疱状に腫れます。さらに、刺されて数分から数十分の間に息苦しさ、声がれ、激しい動悸やめまいなどのアレルギー反応を引き起こす可能性があります。気分が悪くなったときは速やかに最寄りの医療機関を受診してください。

Q3: セアカゴケグモを発見した。どうしたらよいか。

A: セアカゴケグモは、本来オーストラリア、東南アジアなどの熱帯、亜熱帯地域に生息する毒グモです。習性はおとなしく、攻撃性はありませんが、触るとかむことがありますので、セアカゴケグモを見つけても、素手で触ったり、捕まえたりしないでください。

市販の家庭用殺虫剤を直接噴霧したり靴で踏み潰したりすることにより駆除できます。卵のう(卵が入っている袋)は、はしなどで取り出して踏み潰すとよいでしょう。

なお、名古屋市では駆除を行っていませんが、駆除方法などの相談には応じています。お住まいの区を担当する保健センター環境業務課にご相談ください。

[\(P24「保健センター環境業務課連絡先一覧」参照\)](#)

2 <場面ごとの Q&A>

エサやりへの対応

Q1: 野生鳥獣(ハトやタヌキ等)にエサをやっている人がいるので困っている。

A: 野生鳥獣とは、互いに共存していくことが理想ですが、エサやりによって、周辺に様々な生活被害が発生する場合があります。

調和のとれた共存関係を乱さないためにもエサやりをしないようお願いしていますが、エサやり行為は法律で禁じられているわけではなく、行政から指導を行うことはできません。地域の問題として町内会を通して注意喚起をするなどの方法をご検討ください。

なお、エサやり行為が公共施設(道路や公園等)で常習的に行われている場合は、「その場所でエサやりをしないように」という注意喚起ができる場合がありますので、施設管理者までご相談ください。

[\(P24「公共施設等の連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: 猫にエサをやっている人がいるので困っている。

A: 周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような野良猫へのエサやりについては、エサやりをしている方、エサやりをしている時間帯などが分かれば、保健センターが現地調査や指導等を行います。

[\(P23「各区保健センター・環境事業所連絡先一覧」参照\)](#)

所有者のいる猫については、周辺の住民に迷惑を及ぼすことのないよう、室内飼育を勧め、繁殖に関する適切な措置を取るよう適正飼養啓発を実施しております。

また、所有者のいない猫については、野良猫を適切に管理する「地域猫活動」及び野良猫を避妊去勢手術する「TNR活動」の支援をするとともに、猫の被害でお困りの方に対して、忌避方法の紹介などを行っております。お住いの区の保健センターにご相談ください。

地域猫活動のご相談については、名古屋市人とペットの共生サポートセンターにお問い合わせください。(TEL:052-681-2211)

幼獣、ヒナ鳥への対応

Q1: 幼獣やヒナ鳥がうずくまっている。どうしたらよいか。

A: そのままにしてください。

近くに親がいても、人間が恐くて幼獣やヒナ鳥に近寄れません。また、幼獣やヒナ鳥が人間に危害を加えられると勘違いして親から攻撃を受ける危険もあります。

時間がたてばいなくなるケースが大半なので、自然のままにしてください。

既に保護してしまったのなら、すぐに元に場所に戻してください。

特に鳥の場合は、飛ぶ練習中のヒナ鳥が地面に降りたか、巣から落ちたものが多いです(5月から8月が巣立ちシーズン)。

Q2: 幼獣やヒナ鳥を保護してほしい。

名古屋市で保護できる施設はありません。

幼いうちに人間に保護されてしまった野生鳥獣は、野生での生存率が著しく低下します。一見かわいそうに見えても、そのままにしておくことが、その鳥獣が自然の中で生きていく助けになります。

そのままにしておくことが一番ですが、もし放っておくと自動車・犬・猫などの危害が及ぶと思われるような場合は、植え込みに隠す等の少しの移動はしていただいて構いません。

Q3: 野良猫が子猫を産んだ。どうしたらよいか。

A: 猫は同じ場所でずっと子育てするのではなく、転々と移動します。移動の際は親猫が子猫を1匹ずつ口でくわえて連れていきます。猫にとって居心地が悪い状況にすると、親猫が早く他の場所へ移動させます。周辺を片付けたり、子猫だけのときに少し場所をずらしてやるなどして、一晩ほど様子を見てください。

親猫とはぐれた生まれて間もない子猫については、動物愛護センターで動物愛護の観点から保護収容していますのでご相談ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

傷病の野生鳥獣・犬猫への対応

Q1: ケガ等で動けない野生鳥獣がいるので助けてたい。

A: 名古屋市で保護できる施設はありません。

野生鳥獣は強い生命力や回復力を持っていますので、半日程度経てば自力で回復して去るケースが大半です。また、人間に保護されることによって自然の中で生き続けることが難しくなる場合もありますので、そのままにしてあげてください。

どうしても助けてたい場合は動物病院で診てもらうこととなりますが、治療費が発生した場合は、持ち込んだ方の負担となります。また、回復したら必ず野生にもどすようにしてください。

相談可能な動物病院は名古屋市獣医師会のウェブサイトをご確認ください。診察可能な動物種を確認して、持ち込む前に電話で相談をした方が安心です。

分からない場合は都市農業課にお問い合わせください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: ケガ等で動けない犬・猫等がいるので助けてたい。

A: 道路、公園、広場など公共の場所で、負傷などして動けなくなっている飼主不明の動物(犬や猫、いばと、あひる、にわとり、いえうさぎに限ります。)を見つけた場合は、動物愛護センターまでご相談ください。動物愛護センターでその動物を収容し、飼主が判明した場合はお返ししています。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

死んだ野生鳥獣への対応

Q1: 道路上に野生鳥獣の死骸があるので回収してほしい。

A: 各区の環境事業所へご連絡ください。場所等を確認のうえ、回収します。

ただし、野鳥が一か所で多数(おおむね5羽以上)死んでいる場合や、水鳥(カモなど)又は猛禽類(ワシ、タカなど)が死んでいる場合には、鳥インフルエンザの可能性があるので都市農業課にご連絡ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: 自宅の庭で野生鳥獣が死んでいるので回収してほしい。

A: 各区の環境事業所に回収を依頼してください([Q1参照](#))。

ただし、個人の敷地内へ入ったの回収は行っておりません。

ご自身でビニール袋等に入れて敷地外に出してください。なお、鳥獣は細菌や寄生虫に感染している場合もありますので素手で触るのは避け、手袋を着用するなどして死骸を回収してください。

Q3: 野鳥が死んでいるので、鳥インフルエンザが心配だ。

A: 野生鳥獣の死因は様々ですので、鳥が死んでいるからといって、直ちに鳥インフルエンザを心配する必要はありません。各区の環境事業所に回収を依頼してください。個人の敷地内へ入っての回収は行っておりませんので、ご自身でビニール袋等に入れて敷地外に出してください。[\(Q1 参照\)](#)

ただし、野鳥が一か所で多数(おおむね5羽以上)死んでいる場合や、水鳥(カモなど)又は猛禽類(ワシ、タカなど)が死んでいる場合には、都市農業課にご連絡ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

公共施設で利用者に被害がある場合

Q1: 近所の公園の木や街路樹などでムクドリなどの鳥や虫が大量発生して困っている。

A: 名古屋市の管理する施設(公園や道路等の樹木)で発生しているのであれば、鳥や虫などが集まっている樹木を剪定して枝を少なくする等の対策が考えられます。場所によって担当の所管が変わりますので、施設の種類ごとの担当所管へご相談ください。

但し、都市緑化のために樹木は必要ですので、ご希望に添うような解決ができない場合もあることをご了承ください。

また、電柱や電線に鳥が集まっている場合や、民有地で発生している場合には名古屋市では対応ができません。それぞれの管理者にお問い合わせください。

[\(P24「公共施設等の連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: 公園や道路でカラスが通行人や公園利用者を襲っている。なんとかしてほしい。

A: カラスの捕獲駆除や追い払いは名古屋市では行っていません。

基本的には傘などを使って自己防衛をお願いしていますが、通行人や公園利用者に被害が出ており、樹木(公園の木や街路樹)への巣掛けなどの原因が明確な場合は、管理者により注意喚起や巣の除去などの対策を行える場合があります。被害が出ている施設の担当所管へご相談ください。

また、電柱への巣掛けや民有地内に原因がある場合には名古屋市では対応ができません。それぞれの管理者にお問い合わせください。

[\(P24「公共施設等の連絡先一覧」参照\)](#)

自衛する場合

Q1: 被害を発生させている鳥獣を自力で捕獲することはできるか。

A: 野生鳥獣は鳥獣保護管理法により保護されており、捕獲や殺傷が原則禁止されています。まずは野生鳥獣を近寄せない、追い払うための対策をご検討下さい。

追い払いで対処できない場合は、動物の種類によっては捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。捕獲許可申請については、都市農業課までご相談ください。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

なお、愛護動物※は野生鳥獣ではないため、この捕獲許可では捕獲できません。また、は虫類や両生類は鳥獣保護管理法の対象外で、捕獲許可は必要ありません。

※愛護動物とは

牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひるの他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものを指します。

Q2: 野生鳥獣により被害を受けていたので捕獲した。名古屋市で処分してほしい。

A: 野生鳥獣の捕獲には許可が必要で、捕獲した方が処分を行います。名古屋市で処分はできません。

捕獲許可が無い状態で鳥獣を捕獲した場合、法律違反となりますので、ただちに放獣するようにしてください。そのうえで、再度の捕獲をご希望であれば、許可の申請をしてください。捕獲許可申請の窓口は都市農業課です。

Q3: 鳥獣の駆除を請け負ってくれる業者を紹介してほしい。

A: 名古屋市が特定の業者を紹介することはできませんので、有害鳥獣駆除業者の団体(公益社団法人愛知県ペストコントロール協会)を紹介しております。そこからお近くの有害鳥獣駆除業者を紹介してもらうようにしてください。

駆除業者に依頼する際には事前に電話等で被害状況を伝えて、防除方法や費用について確認することをお勧めします。場合によっては費用が高額になりますので、複数社の見積りをとって検討するのも良いと思われます。

[\(P22「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q4: 自衛のためフェンスやネットを設置したいが、名古屋市からの貸与や購入費用助成の制度は無いのか。

A: ありません。野生鳥獣への対策は自衛が原則となっており、それに要するフェンス、ネット等の費用も自己負担でお願いしています。

Q5: 猫が庭に入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。

A: 法令で捕獲可能な犬と違い、名古屋市では、野良猫の捕獲を行っていません。猫を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪にあたるため、ご自身で駆除することもできないことから、猫が近づかないように自衛対策をお願いしています。また、万一所有者のいる猫を捕獲した場合、窃盗や器物破損に該当する恐れがあります。

残念ながら、これを行えば猫が必ず近寄らなくなるといった方法はありませんが、今現在お困りの問題については、下記の方法を試してみてください。

- ・侵入防止用の器具を置く(ネット、人工芝、立てた割り箸など。)
- ・侵入防止装置(超音波式など)を置く※
- ・市販の忌避剤、木酢液をまく(使用方法や使用上の注意を確認の上使用してください)
- ・酢、コーヒーかすなどをまく
- ・通り道に水をまく
- ・ミント系ハーブやトゲのある植物(バラなど)を植える

※超音波式の猫忌避装置について

各区の保健センターの食品衛生・動物愛護等担当等窓口で、お試用として超音波式の猫忌避装置の貸出しを行っていますので、ご相談下さい。

[\(P23「各区保健センター・環境事業所連絡先一覧」参照\)](#)

3 <動物の種類ごとの相談先>

<注意点>

★野生鳥獣は、野生のままに見守っていただくのが原則です。

イノシシを除く野生鳥獣の捕獲駆除は名古屋市では行っていません。

※決まった窓口は存在せず、どこの相談先でも同じ回答になります

ご自身で捕獲駆除を行う場合は緑政土木局都市農業課にご相談ください。

動物の種類	内容	相談先	
動物全般（イノシシ・カモシカ除く）	死骸がある	各区環境事業所	
野生鳥獣	イノシシ	目撃情報	都市農業課
		捕獲駆除の相談	
		死骸がある	
	アライグマ	捕獲駆除の相談（生活被害に限る）	生物多様性センター
		捕獲許可・捕獲箱の貸出について	都市農業課
	ハクビシン	捕獲許可・捕獲箱の貸出について	都市農業課
	ヌートリア	捕獲許可・捕獲箱の貸出について	都市農業課
	野鳥 (カラス・ハト・ヒヨドリ等)	傷病野鳥の保護	都市農業課
		捕獲許可について	
		大量に死んでいる	各区環境事業所
		ゴミ出しマナーについて（カラス関連）	
	カモシカ	道路や公園の樹木への巣掛け	各区土木事務所
		道路や公園でのエサやりについて	
その他の哺乳類 (タヌキ・イタチ等)	保護の相談	文化財保護課	
	死骸がある	都市農業課	
その他の哺乳類 (タヌキ・イタチ等)	捕獲許可について	都市農業課	
	道路や公園でのエサやりについて	各区土木事務所	
不明	動物の種類判別	生物多様性センター	
野良犬	捕獲の相談	各区保健センター	
野生鳥獣以外	野良猫	増えて困っている	各区保健センター
		エサやりについて	
		猫忌避装置の貸出	動物愛護センター
		生まれて間もない子猫について	動物愛護センター
	迷子のペット	迷子のペットに関する情報提供	各区保健センター
			動物愛護センター
		保護・収容の相談（※1）	動物愛護センター
		拾得物の相談（※2）	警察署
	カミツキガメ	目撃情報	生物多様性センター
	ワニガメ	捕獲駆除の相談	
ヒアリ	目撃情報	担当保健センター 環境薬務課	
セアカゴケグモ	捕獲駆除の相談		
その他の害虫（ハチなど）	駆除方法の相談		
ネズミ			

※1 犬、ケガ等で動けない動物（猫、いばと、あひる、にわとり、いとうさぎに限る）

※2 ※1以外の動物

4 <関係機関連絡先一覧>

名称	電話番号
千種区役所	TEL::052-762-3111
東区役所	TEL::052-935-2271
北区役所	TEL::052-911-3131
楠支所	TEL::052-901-2261
西区役所	TEL::052-521-5311
山田支所	TEL::052-501-1311
中村区役所	TEL::052-483-8161
中区役所	TEL::052-241-3601
昭和区役所	TEL::052-731-1511
瑞穂区役所	TEL::052-841-1521
熱田区役所	TEL::052-681-1431
中川区役所	TEL::052-362-1111
富田支所	TEL::052-301-8141
港区役所	TEL::052-651-3251
南陽支所	TEL::052-301-8118
南区役所	TEL::052-811-5161
守山区役所	TEL::052-793-3434
志段味支所	TEL::052-736-2000
緑区役所	TEL::052-621-2111
徳重支所	TEL::052-875-2202
名東区役所	TEL::052-773-1111
天白区役所	TEL::052-803-1111

名称・電話番号	主な相談内容
・緑政土木局農政部都市農業課 TEL:052-972-2499	野生イノシシ関連の相談 捕獲許可申請・捕獲箱の貸出 傷病野鳥の保護について 野鳥が大量に死んでいる場合
・環境局なごや生物多様性センター TEL:052-831-8104	アライグマによる生活環境被害の相談 不明な野生鳥獣の種類判断 カミツキガメ・ワニガメについて
・教育委員会文化財保護課 TEL:052-253-9278	カモシカに関する連絡
・各区保健センター 食品衛生・動物愛護担当 (連絡先は別表1)	野良犬、野良猫に関する相談 迷子のペットに関する情報提供
・動物愛護センター TEL:052-762-0380	生まれて間もない子猫について ケガ等で動けない迷子のペットの保護・ 収容について(犬、猫、いえばと、あひ る、にわとり、いえうさぎに限る)
・各区環境事業所 (連絡先は別表1)	動物の死骸の回収について ゴミ出しマナーについて(カラス関連)
・各区保健センター環境薬務課 (連絡先は別表2)	虫に関する相談
・各区土木事務所 (連絡先は別表3)	道路や公園でのエサやりについて 道路や公園の樹木への巣掛けについて
・公益社団法人愛知県ペストコントロール協会(愛知県 PCO 協会) TEL:052-452-7122 (受付時間:平日10:00~16:00)	自己負担で有害鳥獣を駆除する場合の 有害鳥獣駆除業者の紹介

※名古屋市では、野生鳥獣対策全般について専門に所管している部署はありませんので、上記関係部署等が連携を取って対応しています。

別表1 各区保健センター・環境事業所連絡先

	相談窓口	
	保健センター	環境事業所
千種区	食品衛生・動物愛護担当 TEL:052-753-1971	TEL:052-771-0424
東区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-934-1212	TEL:052-723-5311
北区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-917-6547	TEL:052-981-0421
西区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-523-4612	TEL:052-522-4126
中村区	食品衛生・動物愛護担当 TEL:052-433-3036	TEL:052-481-5391
中区	食品衛生・動物愛護担当 TEL:052-265-2257	TEL:052-251-1735
昭和区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-735-3959	TEL:052-871-0504
瑞穂区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-837-3253	TEL:052-882-5300
熱田区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-683-9678	TEL:052-671-2200
中川区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-363-4457	TEL:052-361-7638
港区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-651-6486	TEL:052-382-3575
南区	食品衛生・動物愛護担当 TEL:052-614-2865	TEL:052-614-6220
守山区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-796-4617	TEL:052-798-3771
緑区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-891-3632	TEL:052-891-0976
名東区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-778-3107	TEL:052-773-3214
天白区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-807-3907	TEL:052-833-4031

別表2 保健センター環境業務課連絡先

窓口	担当区
千種保健センター環境業務課 TEL:052-753-1973	千種区、昭和区、瑞穂区、名東区
中村保健センター環境業務課 TEL:052-433-3064	西区、中村区、熱田区、中川区
中保健センター環境業務課 TEL:052-265-2256	東区、北区、中区、守山区
南保健センター環境業務課 TEL:052-614-2862	港区、南区、緑区、天白区

別表3 公共施設等の連絡先

施設等の種類	担当所管 相談先
道路や公園 (街路樹、公園緑地など)	千種土木事務所 TEL:052-781-5211
	北土木事務所 TEL:052-911-8165
	東土木事務所 TEL:052-935-8846
	西土木事務所 TEL:052-522-8381
	中村土木事務所 TEL:052-481-7191
	中土木事務所 TEL:052-261-6641
	昭和土木事務所 TEL:052-751-5128
	瑞穂土木事務所 TEL:052-831-6161
	熱田土木事務所 TEL:052-881-7017
	中川土木事務所 TEL:052-361-7581
	港土木事務所 TEL:052-661-1581
	南土木事務所 TEL:052-612-3211
	守山土木事務所 TEL:052-793-8531
	緑土木事務所 TEL:052-625-4940
名東土木事務所 TEL:052-703-1300	
天白土木事務所 TEL:052-803-6644	
その他の公共用地または市有施設	各施設管理者
電柱、電線	中部電力、NTTなどの施設管理者
民有地又は民有施設	民地所有者または施設管理者

5 <ハクビシン・アライグマ・タヌキの見分け方>

外来種

ハクビシン

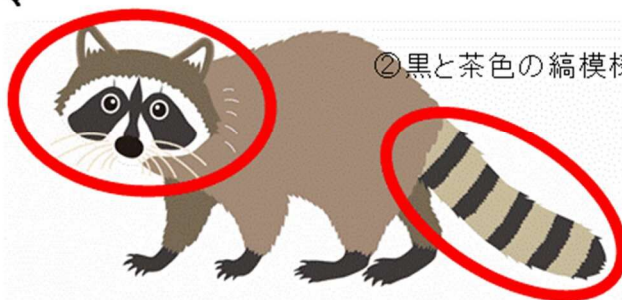
①頭から鼻にかけて白い縦線



②体と同じくらいの長さの尻尾

アライグマ

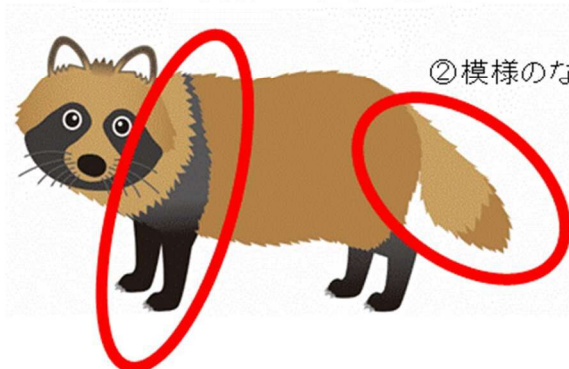
①目の周りの黒いマスク



②黒と茶色の縞模様の尻尾

タヌキ

①前足から肩にかけての黒い帯



②模様のない尻尾

野生鳥獣等に関する相談Q&A集

初版 令和2年3月 第2版 令和2年7月
第3版 令和5年3月 第4版 令和6年1月
第5版 令和6年4月 第6版 令和8年4月

製作：名古屋市野生鳥獣等の相談窓口の案内に関する検討会議

構成：環境局環境企画課（なごや生物多様性センター）

健康福祉局食品衛生課

緑政土木局都市農業課